

議案第 2 号

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例案

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例

桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項本文中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 48 号)の施行の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 2 号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の 一部を改正する条例案

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、法律の引用規定について、条文中の文言整理を行うものです。